平成２１年（フ）第７３４号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番８―102号
債務者　川路　泰一
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３５号
大阪府貝塚市澤439番地の３
債務者　河合タミ子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３６号
大阪府岸和田市上松町511番地の25
債務者　岡田　一美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３８号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅15棟204号
債務者　仲本寿子こと　仲本　壽子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７４０号
大阪府和泉市伯太町５丁目24番23号和泉荘
債務者　西　　勝哉
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７４１号
大阪府和泉市伯太町５丁目24番23号和泉荘
債務者　西　　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７４７号
大阪府和泉市幸２丁目５番28―202号
債務者　堀川　君子（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５１号
大阪府貝塚市半田310番地宮下アパート105号
債務者　高田　節子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５５号
大阪府泉南市樽井３丁目14番４号、前住所徳島県鳴門市大麻町三俣字香免４番地１
債務者　熊取　　瞳
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
大阪府和泉市池田下町1791番地の１オンディーヌ311
債務者　小田　隆弘
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第４４３号
香川県香川郡直島町2310番地56
債務者　上田　昭彦
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２９８号
香川県高松市上天神町699番地１　市住２―301
債務者　曽根　初美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３６４号
長崎県長崎市岩見町14番31号　ハイツ久松202号
債務者　清竹サヨ子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
長崎県長崎市岩見町14番31号　ハイツ久松202Ｆ
債務者　井上美喜枝
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
福岡県久留米市御井町2600番地１
債務者　松ヶ野勝巳
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１０８２号
宮城県名取市上余田字千刈田757番地の１ドリームＫ壱番館108号
債務者　鶏徳　雅彦
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８５号
宮城県塩竈市南錦町３番29号
債務者　相田　光輝
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１４号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目19番10号
債務者　内田　勝和
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係